

で、これを法令に基く出張所といたし
たのであります。

が隣村の上ノ関村にあるので、現在の
室津監視署の單なる名称替であり、比
田勝と佐賀の両監視署は、對馬が密貿
易の根拠地となつてゐる現状に鑑みま
して、監視網を充実して、密貿易の徹
底取締を行ふ必要があるからであります。
以上の二出張所及び三監視署の増
設は、行政機構縮少の折柄でもあります
ので、これと見合ひに事務量の比較
的に少い東京駅出張所と敦賀駅出張
所の二出張所、及び室津監視署、松島
監視署、若津監視署の三監視署を廢止
することにしております。何とぞ御審
議の上速かに御賛成あらんことを希望
します。

○理事(波多野鼎君) 貸金業等の取締
に関する法律案の提案理由の御説明を
願います。

○政府委員(田口政五郎君) 貸金業等
の取締に関する法律案について、その
提案理由を御説明いたしました。
最近の金融梗塞に伴いまして、或い
は高金利悪質な貸金業者が乱立し、或
いは巧みに仮装して、預金貯金等の受
入れをなし、銀行法等の違反行爲をな
すものも多数生ずる状態になりました
ので、これらの貸金業者を取締り、その
公正な運営を保障すると共に、最近の
金融の逼迫に乘じて、発生いたしまし
た不正金融等を取締ることにより、金
融の健全な発達を図るために、本法案
を提出しようとするものであります。
以下本法案の要旨を御説明いたしま
すと、大体次のようにあります。

第一に、貸金業者につきまして、大臣
への届出制を設けますと共に、貸
て、金融機関の健全な運営を阻害して
おります浮貸等の不正金融を防止いた
ます。

金業者の業務の運営について監督の規
定を設けることにいたしました。即ち
藏大臣に届出書を提出し、その受理書
の交付を受けた後でなければ、貸金業
を行ふことができないものとし、又、預
金等は正規の金融機関のみが取扱い、
貸金業者は専ら金錢の貸付又はその媒
介のみを行うこととするため、貸金業
者は預金、貯金、掛金、その他何らの
名義を以てするを問わず、不特定多数
の者から、これらのものと經濟的性質
を同じくする金錢の受入れをしてはな
らないことといたし、更に貸金業者の
金錢の貸借の利息又は媒介の手数料に
つきましては、臨時金利調整法の例に
準じまして、その最高限度を定めるこ
ととしたのであります。

第二に、最近の金融梗塞に伴いまし
て、いわゆる賴母子講のうちには、そ
の規模が大きくなる公共の利益に影響を及
ぼすと認められるものが生じて参りました
ので、これらの賴母子講のうち大
蔵大臣が指定するものにつきまして
は、貸金業者の例によつて取締を行
ことにいたしました。

第三に、最近全國に亘つて廣く行わ
れておりまするいわゆる日掛貯金によ
る貸付の制度を、無盡会社の業務のう
ちに採用いたしまして、この日掛貯金
の業務を行ひ会社のうち、健全良質な
融機関としてその業務を行ひ得ること
とし、以て熾烈な庶民金融の需要に答
える途を開いたのであります。

第四に、最近の金融梗塞に伴いまし
て、金融機関の健全な運営を阻害して
おります浮貸等の不正金融を防止いた
ます。

しまして、金融機関の公正な運営を確
保し、金融機関の役職員の不正利得を
防止することとしたのであります。

以上で貸金業等の取締に関する法律
案の提案理由を御説明いたしました。
何とぞ御審議の上、御賛成あらんこと
をお願い申上げます。

○理事(波多野鼎君) 先づ酒類配給公
團法の一部を改正する法律案、これは
予備審査であります。これについて
の質疑をお願いいたします。尙他の法
案について、例えは專賣關係の法律案
について、ならば、政府委員が来てお
ますが、こちらをやつてもよろしい。

○西川甚五郎君 貸金の問題で、今度
から臨時金利調整法、これの單行法が
あつたら頂きたいと思う、なければこ
の法案に出来ます第二條から第六條まで
のやつの写しを頂きたいと思います。

○理事(波多野鼎君) 政府の方で一つ
出でて頂きます、関係條文を……。そ
れでは專賣關係の法律案については政
府当局が來ておりますから、先づたば
にそれを頂きました。たばこの種子の輸入
を止めると御答弁なんですが、その点非
常に手廻しがいいように考えられるの
ですが、こういう今までアメリカで種
子の輸出を解いてないのに、もうすで
入れたと御答弁なんですが、その点非
常にそれを予定して、ここにこういう字
を入れるということについては、何か
を入れると、たばこの種子の輸入といふ
ことを計画があつて、そうしてその見合
いとして、こういう項目を入れたので
はないですか。

○木村禪八郎君 たばこの專賣法案の第
四章輸入の項ですが、その第二十八條

に「たばこの種子、葉たばこ又は製造た
ばこは、公社又は公社の委託を受けた
者でなければ輸入してはならない」と
いう條項がありますが、これは從來の
たばこの種子というものが入つていなか
つた、たばこの種子が新しく入つたの
は、どういうわけですか。

○政府委員(原田富一君) たばこの種子の
ことは、戦前と申しましてもかなり前に
英トラストの人たちが日本へ来まし
て、日本のたばこの工場を視察したと
いう事實がござりますか。

○政府委員(原田富一君) たばこの種
子は、戦前と申しましてもかなり前に
英トラストの人たちが日本へ来まし
て、日本のたばこの工場を見ました。現
在御承知の兩切たばこの原料の米葉と
いう事実がござりますか。

○政府委員(原田富一君) 只今の御質
問に關しましてはB・A・Tのクリス
チヤンという人が、これは確か昨年の
秋頃と思ましたが、それと本年の二
月頃日本に参つたのであります。そ
の二月に参りましたときに私共の方の
東京地方專賣局の品川工場を見たいと
いうので、二月の二十三日であります
が、その人と、やはり司令部のE・S・Sのインターナル・レヴェ
ニュ・ディヴィジョンの專賣担当官と
が参りました。私共の方からも一緒に
案内に参りました工場を一通り見ま
した。

○木村禪八郎君 それは品川工場だけ
でござりますか。

○政府委員(原田富一君) そうでござ
います。

○木村禪八郎君 大体今たばこ工場と
いうのは五十ヶ所ぐらいあるのです
が。

○政府委員(原田富一君) 現在動いて
いる工場は三十六ヶ所でござります。

○木村禪八郎君 そうですか、動いて
いるのがですね、動いていないのが
は……。

○政府委員(原田富一君) 動いていな
いと申しますのは殆んどないと言つて
いいでござります。戰災を受けて
殆んど建物がなくなつてゐるといふよ
うなことで、工場は三十六ヶ所。今後
増設するのは多少ありますけれども……

○木村禪八郎君 その中で一番優秀な
工場といふのはどこでござりますか。

○政府委員(原田富一君) 私共考えま
して今東京の品川の工場、それに京
都の工場、京都の工場は小函の印刷工

場もありまして、大きさにおいて一番大きいと思つております。代表的なのがその京都の工場と東京の品川工場、次いで北千住に足立工場と言つております、そんなところが大きいと思います。まだ併しそれに匹敵するような大きい工場が各所にあります、大体代表的なところではそういうところでござります。

た優秀な代表的な工場ですね。こうい
うものについてB・A・Tの方から何
か工場を譲つて呉れとか、或いは委託
経営をさして呉れというような、何か
そういう話はなかつたのでござります
か。

○木村禮八郎君 もう一つお伺いしたいのですが、長官は御存じないかも知れませんが、我々が聞いたところによりますれば、日本のたばこ工場を視察した結果、優秀な五つか六つの工場を譲つて欲しい、或いは又、譲つて欲しいといふのをさして欲しいといふのか、そこにはつきりしませんが、そういう話があると、そうして日本の当局としては、第一に英米の葉は日本の耕作に適しない、或いは又英米の葉を持つて來て耕作する場合、日本の耕作者が圧迫を受けるということが第一点、それから第二には財政上から英米のB・A・Tが工場を經營した場合、日本は財政収入が少くて圧迫を受ける、そういうよろしいな点から日本側としてはそれは困難で

あるということを一應述べて反対したところが、先方では、それは英米の方からは種を持つて來ても日本の耕作者にやらせるのであるから、日本の葉たばこ耕作者は何も失業するわけはない、それだから心配は要らないじやないか、又財政上の点についても日本の財政には何ら損失を與えない、今葉たばこの收入の大部分は税金に取られる、例えは五十円のたばこは四十円ぐらいの税金で、残り十円の収益の中六円ぐらいが生産費、残り四円ぐらいが儲けである、そういうように儲けは少ないけれども、B・A・Tの人がやれば、日本のそういう税金負担までを負つても可能である、それでB・A・Tが損失するかしないかはそちらの採算によるものであつて、損するからお止めなさい、というのも、それも道理が合わない、むしろ大体アメリカのたばこの製品の二級品ぐらいのものを日本で作つて賣り出せば現在よりもつと沢山賣れる、そうしてその結果却つて税金が多く日本政府に納められるのではないか、その方が日本政府にとつては有利ではないか、そういうふうに答弁されて、これに対し日本側でも強くそのB・A・T側の言い分に対して反対する十分の理由を見出だすことが困難であったという話を聞いておるのであります。更にB・A・Tとしては、その結果今の從業員に対して大体給與としては平均百ドルを拂つて而も收受はまだ償う、但し今の作業状況を見ると、実働時間は三、四時間しか働いていない、これを実働八時間にして、そうして施設をよくしたならば、平均給料百ドルにしても十分採算が合つてやつて行ける、大体合理化すれば從業員は三

分の一ぐらいいの人員でやれるだらう、こういふことでやれば今の日本の專賣局が經營しておると同じ税金を日本政府に納めて、而も採算が合う、そればかりでなく、たばこをもつと豊富に供給できて、闇たばこもこれを追放すことができるだらう、更に今よりもっと多くの税金を日本の政府に與えることができるかも知れない、大体こういう内容の話を我々は聞いておるわけなんです。そうしますと相当話は具体的な点まで進んでおるのではないで、例えは採算についても研究しておる、大体從業員に対して百ドルぐらい給與を拂つて、而も經營を合理化すれば今の日本の專賣局が經營しておるよりも更に収益が多くなる、日本政府にもつと多くの税金を納めることができ、こういう研究調査がB・A・T側にはできておつて、そういうことを基礎にして話を進めて、更に聞くところによりますと、吉田首相はこれに對して大体賛意を表しているようである、政府の財源がそれだけ多く得られるならば、これは結構であるというような考えに傾いているということを我々は聞いているのであります。ここまで話を具体的に進んでいたいといたしますと、專賣当局がこの事実について全然知らないということになりますと、これは非常な問題になると思うのであります。若しか五、六ヶ所くらいの優秀な工場を委託經營或いはこれを委譲するということになりますと、その優秀常な不利の立場に立つのじやないか、そういうことも考えられますし、そういう非常に重大な問題が背後に存在し

ませんと、我々一生懸命になつてこちら
いう專賣法というようなものを審議し
たり、或いは又日本專賣公社法案をい
ろいろ審議して見ても非常に甲斐がな
いと思う、何か見当違ひのものと取組
おける交渉の問題についてお伺いして
感づをするわけなんです。そこに非常に
にくいようありますけれども、先
程からそのB・A・Tの日本政府側に
おける交渉の問題についてお伺いして
いるわけです。若し長官がお分り
にならなければ大藏大臣なり、或いは
大藏大臣が分らなければ吉田首相なり
に御答弁を煩わしたいのです。
この点について多少でもお分りになつ
ている点がありましたら、御答弁願
いたいと思ひます。

今お話をあつたようなことが出たからうかは聞いておりませんが、却つて具体的に尙くこれは別の機会にでもどういう所でどういう方がそういうことがありますたか伺えれば結構であります。が、ただ今B・A・Tの人が事務局の工場を見たいというのを、私が知つている限りでは、先程申した本年の二月末の品川工場だけでありまして、外はないと思います。あれば報告して来る筈でありますし、司令部のたばこ関係の人が見るとかいうことはこれは幾らであります。B・A・Tの者が直接見たというのはまあ大体私の記憶ではそれだけであります。それから日本本の工場の経営の能率なり技術の問題は、これはいつかも申したことがあつたかと思いますが、戰時中日本は技術が非常に停頓いたしまして、現在アメリカのたばこのいい工場に比べれば可成り劣つていると思います。但し戦前はそれ程劣つたものとは思わないと実は我々の先輩のお話に聞くのですが、それで技術の向上はできるだけやりたい、併し私共は技術の向上をやり、外國の機械なり技術を学ぶについてもいろいろなやり方があります。廣い面においては外資導入と申すかも知れませんが、これにはいろいろ研究してすべての面から日本の経済再建なり、日本の今後にとりましていい方法をやるべきだということを慎重に考えなければいかん、B・A・Tの方が事務局の工場を見て実働時間が三時間だということは我々はもう全然想像もできないこととありますて実働八時間は必ずやつておりますて、ただその間に割合に暇のある人が少し遊んでおつたかどうかといふことは或いはあるかも知れませ

ん。三時間ということは通常の状態として考えられないことあります。一月百ドル拂つてはどうかという点は、そういう問題はもう全然初耳であります。何とも申上げようがないのであります。そういう事実がありますれば勿論こういう席で隠すべきことではない、むしろ率直にお話して日本の将来をお互いに考えて善処すべきものであると思います。尙この法律案につきましては、これは現在の專賣制度をそのままやつて行くといふ建前にできておりまして、今の外資導入について一番問題になるのはやはりたばこの生産だと思います。その製造も公社でなければならぬというのが製造の章、何條でありますかありましたかが、そういう建前をとつておりまして、若し何らかの形で工場を委託にしる何らかの形で民間なり或いは外國会社にやらせる場合には法律の改正を要するので、そういう建前でこれは立案しておる次第であります。

府の企業では、その本質上どうしても、これ以上は企業合理化ができないんだ。という点があるとしますれば、これは又別論だと思いますが、私は本質上はそういうものではないと思いますし、又政府の企業にいたしましても、やはり方は現在悪いといたしましても、改善すべきことは考えて、改善でき得るものじやないかということと、そうしますれば、現在のような日本の財政状態、經濟状態の下においては、專賣制度でやつた方がいいんじやないかと、一應私共事務當局としての考え方を率直に申上げますれば、そういうわけであります。

の植物では相当野性的存在であります。これで半分くらいなぜましても立派なたばこができる、匂いのいいも立派なたばこができる、匂いのいいたばこができると、かように思つておきますが、もうちょっとたばこの製造といふものが進歩するようになつて貰えないのでどうかということをお伺いしたいであります。又現在葉たばこを耕作するために、主食を作る畑を何百町歩も潰しておられますか、それについてもお伺いしたいと思います。

○政府委員(日下部滋君) たばこの原料をいたしまして、たばこ属の植物のみならず、外の物を入れたらどうかといふ御意見でございますが、御質問でございますが、これにつきましては、專賣局でも相當前から研究をいたしております。実は御承知のように、只今でも「きんし」と「のぞみ」に「いたどり」と申しますが、これが一割弱入つておることになつております。これは遠からず能めますが、これを入れますのも、原料が非常に御承知のように戦争以来逼迫いたしましたために、何とかたばこの喫煙慾を満足させて、而もこの数量の少ないのを補うものはないかといふので、いろ／＼研究をいたしたのでございますが、實際これは嗜好品でござりますので、いろ／＼のものを入れて見て、その試験者が相当試験をしてやつて見ましたのでありますけれども、この嗜好に適する、つまり販賣し得必ず賣れるという確信のある物は実は残念ながらできませんでした、それであつ「いたどり」でありますといふと、これは喫煙慾の害にならない性質をあれば持つておりますて、而も若干

量を殖やすことができますものでございますから、これでとすることに相成つておるような次第でございまして、只今までは私共の方のたばこ屋以外の物のたばこへの利用の研究の結果なり、経過を申しますとそういうことになつております。それから耕作反別のことでございますが、これは全國で五万町歩でございます、この中におきまして、主食の耕作面積を漸すというような点は、全然漸す所はどこもございません、前作といったましては麥、これはまあ主食、後作といったましては諸、主食は前後で作っております。これは平均いたしますと、それではじめからこのたばこを作らないで主食ばかりを作つたらどうだということになるわけでございますが、その場合におきまして、大体主食関係では七割から八割の間といふもの、たばこを作りませんで主食を作りました場合に比較いたしまして、その七、八割の程度は主食も収穫しております。

ばこの数を減らして、賣上高も同じ上高になるように進歩さして頂きたい、かようには思つております。そこで現在たばこは少くともいいから、とにかく主食をたとえ一摺みでもいいから増産しなければならないというのに、耕作面積が六、七割、あと三割のいりますから、まあここ当分の間は外のチキタリス科と、たばこ属は同じものですから、兄弟分ですから、從兄弟ですから、これを採つて行くといふ方法を探りますと、非常にいいと思ひます。そこで、御承知の通り今「きんし」でも「ビース」でもその一本を煎じまして、これを熱湯で三十分でも、二十分でも、十五分でも煎じて飲むと、人間が直ぐ死んでしまう程のニコチンを含んでおります。こうした劇薬に等しいニコチンの量をそろ吸わせなくとも、これは或る程度減らしても差支ないと思ひます。そこで我々は薬学校におつた時分に「敷島」を一本三十分煎じますと、人間二人殺せるんだということを学校で教わりましたが、とにかくこれは劇薬の扱いですね、たばこは……。そうして恐るべき殺人量を含んでおるニコチンをもつと減らして貰いたい、かようと思つておりますのですが、今聞きますと「いたどり」の葉を一〇%混ぜておるというが、あれを吸つておつてもそれは分らないのです、これは私はたばこ属だと思つておりますから……。そこでどうか茄子科、ザギタリス科、メンタ科、或いは茶、モロコシ科の植物をまぜて頂いて、食糧増産に……、財政面において

非常に専賣局は貢獻しておるけれども、農地を潰しておるという点において、虫でいうと益虫であり、益鳥であり、或いは害虫であり害鳥である面も多少あるようにも感じられますので、この点につきまして十二分な御研究を賜りたい、それから舶来品で喰みたばこ、喰むやつですが、あれも賣り出しだらいいと思いますが、それは喰んで眼が廻る程ニコチンが強いやつであります、が、喰むやつをお出しになるお考えがござりますかどうか、それを伺いし、又政務次官が今度変つたのですけれども、前の政務次官の方のときに茄子科の植物を入れまして、喘息は茄子科の植物は止まりますから、茄子科の植物を入れてたばこを、喘息たばことして賣り出せば、三百億ぐらいは增收になる見込がある、こういうことは早速やりたいと思いますが、闇議に掛けて貰いたい、いや掛けましよう、ところが舞台が變りまして今度政務次官が變りました、私の方でも忙しくて忘れちやつたというわけですが、この際喘息たばこを賣り出して貰いたい、ところがあります、喘息の場合にたばこで喘息が直りますから、それで茄子科の植物を入れて貰う、この点につきまして、御注文と、御伺いと、ちょっと一つ御答弁願いたいと思いますが。

の研究はもうそれで終えておるわけですが、日本人には喫みたばこはどうも嗜好に適しないようでございまして、進駐軍から放出された喫みたばこがございまして、これを若干最初の頃出したのでございますが、ちょっと珍しいから買つてみたんだございますが、続いてやううという人は殆どございません、それでこれは珍しいといって買われた方で、あと持て余して困つておられる所もちよい／＼見受けたようなわけでございまして、只今のところ喫みたばこを今造ることは、これは研究はいたしますが、今のところそれを造つて出すという方向には考を纏めておりません。

それから喘息たばこのことでございますが、これにつきましては、この喘息たばこのことは、これは相當葉は喘息にいい、併しその煙が喘息にいいか、いろいろこれは医学的にも相当研究してみなければならん問題だと思います。研究してみたいと思いますが、只今それではいつから造つて發賣するかということになりますと、それは十分に研究いたしまして、喘息に果していいという結論に達したときに、さして頂きたいと思います。

○小川友三君 これは政務次官と言ふとおかしいですが、この喘息たばこはアメリカ辺ではアンチアストマといふのが世界に貿易されておりまして、何億ドルという金貨を世界からアメリカは集めていらつしやいます。これは日本へも相当戦利品は入つております。

何百万ドルという金がアメリカへ行つておる筈であります。そこで、このアンチアストマの効果、日本では事實局様では只今たばこを造つたら日本人だけに全部賣り付けちゃおうといふお考えですが、アンチアストマの向うを張るようなたばこを造りまして、世界の市場に進出して貿易するという大局部的に立つて頂いて、殊に茄子科の植物は日本には非常に多いのでありますから、うんと研究して頂きたいのであります。が、そこでこの点につきましては政務次官に、喘息たばこを一つ賣出すということを閣議で諮詢して頂いて、その結果を又適當の機会に御報告願いたいと思つております。そこで、日本内地では喘息にたばこが効く、茄子科が効くということで、吉野たばこというのがあつて、どこの薬屋へ行つても賣つております。これは專賣局だけ知らないのです。これは内務省で吉野たばこというのを造りまして、堂々とどこかの薬屋へ行つても吉野たばこを呉れと言つたら、賣つております。喘息の人はどうの薬を飲んでも治らないで、これを飲むと喘息は、咳はびたりと間違なく止まつてしまふ、これは何千万円か何百万円か日本でも現在賣つております。どこの薬屋へ行つても賣りますから……。そこでこうした密造品が喘息たばことして、政府が癆禁法を造つて賣られております。これは奈良縣の某氏が造つておるのですが、臺灣附帯にならんから、そういうたばこを造つておるといふことは、それはまだ研究が足りません。今警察の

留置場に留められておる者が、全部合せおる者と、既決おる者が、未決になると五十万人くらいおるでしよう、これに賣るのです。これは火を使ふと危いから、やつら入つておる連中たばこは吸えないから、喫みたばこを食べることになりますから、喫みたばこは五六十万人が一日に一個ずつ食べますても大きなもんですし、それから出来れば留置場の習慣で又食べるといふことになりますから、喫みたばこはこれでも五十億や百億の税金を擧げるのは造作ないですから、そこに重点を置いて、留置所と刑務所だけは喫みたばをどんどん出して、政府が儲けるということをやつて頂いて、とにかく専賣局の目的はニコチンの中毒に皆してしまうのです。その点から申して所見を……。留置場と受刑者と未決囚に対する、あれも日本人ですから、たばこのニコチンを補給してやるということについてそれだけで結構ですから、所見を一つ、政務次官でいいですから、どうぞ一つ……

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川友三君 私も大蔵大臣に質問します。折角來るのだから……

委員

天田 勝正君
玉屋 喜章君

律案（予備審査のための付託は五
月六日）

○理事（波多野鼎君） それでは次に塩專賣法案の質疑に移ります。

○小川友三君 塩の專賣につきまして

政府側に伊豆半島の猿ヶ島の下賀茂を中心として百六十度の温泉利用の塩について調査をお願いしまして早速行つて頂くということでありましたが、その経過をお聽きしたい。

○政府委員（磯野正俊君） お話の点につきましては、私達の方で全然材料も持つておりませんので、早速名古屋の專賣局の管轄になつておりますので、下

田の出張所がございます。その出張所に宛てまして、とにかくこちらか行くにいたしましても、大体どの辺でどういうふうなことだろう、一應探つて見て呉れ、その結果に基きまして、専門家が参るならば参るということにいたしたいと思いまして、下田の出張所宛に至急に調査をやつて見て呉れという電報を打つて置きましたが、まだ返事が参つております。

○理事（波多野鼎君） それでは他の方から今速記の要求が来ておりますので、速記はこの辺で中止して貰います。

午後三時十三分速記中止

午後三時五十八分速記開始

○理事（波多野鼎君） 速記を始めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 櫻内 長郎君
理事 黒田 英雄君

波多野 鼎君
木村 喜八郎君
高橋 龍太郎君
中西 功君
川上 嘉君
小宮山 常吉君
油井 賢太郎君

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一公認会計士法の一部を改正する法律

律案（衆）

公認会計士法の一部を改正する法

律案（衆）

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のようにより改訂する。

第五十六條但書中「昭和二十四年十月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める

この法律は、公布の日から施行する。

政府委員
大蔵政務次官 佐藤 一郎君
大蔵事務官 田口政五郎君
(主計局) 法規課長 今井 一男君
大蔵事務官 原田 富一君
(給與局長) 煙草部長 日下部 澄君
大蔵事務官 (總務局長) 大野 勝三君
(總務局) 塩脳部長 磯野 正俊君
(總務局) 中尾 博之君
第三課長 説明員

五月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、たばこ專賣法案（予備審査のための付託は四月二十七日）
一、しよう脳專賣法案（予備審査のための付託は四月三十日）
一、日本銀行法の一部を改正する法

昭和二十四年六月十六日印刷

昭和二十四年六月十七日發行